一橋大学
HITOTSUBASHI UNIVERSITY

公益財団法人　一橋大学後援会

― 世代を繋ぐ育児支援 ―

育児支援基金
寄附のお願い

一橋大学は、「一橋大学男女共同参画ポリシー」に則り、学生・教職員等の学修・教育研究・就業とライフイベントの両立支援を推進しています。

その中で、要望の多い育児支援をより充実させるため、平成28年度一橋大学後援会特定事業に、「育児支援基金」を創設しました。

この基金を活用し、本学に在籍する小学生以下の子どもを養育する学生等を対象に、平成28年度から開始した「学生対象一時保育等利用料補助」制度は、待機児童を抱えた学生にとって、学修と育児の両立に大変有効な支援となっています。

本学の優秀な人材が両立という困難な状況を乗り越え、社会的使命を担う逸材として学修・研究・就業ができるよう、皆様からのご寄附をお願いいたします。

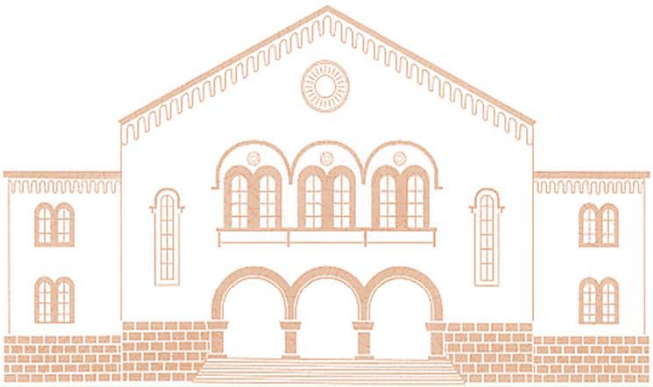

事業に関するお問い合わせ
一橋大学男女共同参画推進室　**Tel**：042-580-8730･8726　**Email**：gen-fr.g@dm.hit-u.ac.jp
URL：http://www.sankaku.ad.hit-u.ac.jp/

平成29年度　学生対象　一時保育等利用料補助

●利用対象者

・育児中、かつ配偶者が就労・就学により、本サービスを利用しないと学修・研究が困難な状況にある本学在籍の学部、大学院（修士課程・博士後期課程・専門職学位課程）の正規学生
※科目等履修生、または休学中で、復学前3か月以内の学生も含む。

●対象となるサービス

・対象となる子どもの一時保育
・通常保育場所の利用時間外(夜間・休日、病児・病後児保育)でのベビーシッターによる家庭内保育等

●支援金額と利用限度

・1日の利用につき、2,200円を補助。
・子ども1人あたり、年度につき原則44,000円(20回相当分)を上限。
※ただし、半期毎に上限額を見直す場合有。

利用者からの喜びの声

留学中のママ研究者も両立できます！

言語社会研究科　博士後期課程
大学院生
お子様（1歳）

今年、一歳半の娘が保育園に入所できず、家庭で保育しています。学校のことも続けたいのですが、留学生である私は近くに家族もいなくて学業と子育ての両立に困っていました。一応一時保育を利用しながら、時々大学に行っていました。しかし、一時保育は通常の保育園より高くて、時には月3回だけにするなど家庭の予算内に保育料を収めなければならない状況でした。7月から本制度を利用することになり、週一回は定期的に子供を預けて大学に行って、登録したゼミや講義に参加することができます。 お陰様で子育てをしながらも自分の研究により近づくことが可能になりました。私のような「ママ研究者」を気にしてくださり、育児支援基金に寄付してくださった方々に心より感謝しております 。

授業後のグループワークも参加できるようになりました！

商学研究科　経営学修士コース
大学院生
お子様（6歳）

大学院では、子供のお迎えに間に合うような授業を選択していましたが、グループワークの課題もあり、できるだけ日中になるようにご一緒している方にはお願いしていますが、どうしても煮詰まったときなどは夜遅くなることもあります。5時過ぎの授業が終わり、急いで帰らないとならない際に、これからグループで課題をお願いしますというレポート提出があったこともあります。どうしても子供の迎えがあり、途中で一人抜けて帰らざるを得ない状況の際は、なんとも言えない感じがします。まだまだ子供を抱えながら進学している社会人は多くはありません。またシッターさんに預けるとなるとかなりの出費にもなります。そのような状況の中で、同じように研究を続けている方やこのような制度はとてもありがたく、また勇気づけられるものです。

出産後３ヵ月から研究再開できました！

社会学研究科　博士後期課程
大学院生
お子様（3か月）

私は2016年3月末に男児を出産しました。家族は私の研究に理解がありますが、主人はフルタイムで働いており、母も仕事をしていることから、家族のサポートだけでは十分な研究時間を確保できず、また私が住む自治体は待機児童問題が深刻で、自治体の育児サービスを利用する目途も立ちませんでした。そんな中で本補助を頂き、大事な申請や論文提出の前にベビーシッターを利用する事が出来ました。 今後は要所で育児サービスを利用することで、博士論文の執筆時間を確保するほか、平日の研究会にも参加し、研究発表の機会を増やしたいと思っています。本支援は金銭面だけでなく、研究を続ける上でも大きな励みになりました。深く感謝しております。

学会発表にも積極的に取り組めます！

言語社会研究科
特別研究員
お子様（1歳）

この度、「一時保育等利用補助」制度を利用させていただくことによって、これまで最も難しかった研究のためのまとまった時間の確保が可能になりました。制度開始前は、一日子どもと一緒に過ごし家事と育児に追われると、子どもが寝た後には私自身も疲れてしまい、そこから改めて研究に向かう気力を保つことがとても大変でした。 締め切りが迫っている時は深夜に睡眠時間を削って向き合いますが、やはり長くは続きません。本制度のおかげで、育児と家事から離れ集中して研究に向き合う時間が確保でき、それによって学会発表や論文投稿も進めることができます。さらに、そうして業績を積むことで就職など経済的な基盤を確立していくことへもつながります。本制度が今後より多くの学生、院生に広がり、研究と育児を両立していける環境が整っていくことを望みます。

研究を前進させる大きな原動力となりました！

言語社会研究科　博士後期課程
大学院生
お子様（4歳）

家族の海外転勤等のため一旦、大学を離れました。帰国後、私の方は復学を果たすことができましたが、息子は希望する保育園への再入園が叶わず待機児童になってしまいました。何とか研究を続けていくため、現在通っているプリスクールの延長保育制度や自治体のサポート、ベビーシッターそして家族の手を借りながら、博士後期課程に在籍し、研究を継続しています。

このような支援を受ける以前は、自身の研究に十分な時間が確保できないだけでなく、学会への出席・発表や共同研究に関する打合せへの参加も断念せざるを得ませんでした。しかし経済面でのサポートに加え、男女共同参画室のスタッフの方々から細やかなアドバイス、そして励ましの言葉は、研究を一歩でも二歩でも前進させようとする大きな原動力となっています。このような支援をいただくからには、いい研究成果を出さなければいけないと思いますし、また今後、研究成果を国内外で積極的に発表していく機会を掴んでいければと思っております。ご支援に心から感謝申し上げます。

発行　2017年4月

ご寄附の手続き

1)添付の寄附申込書に、必要事項の記入をお願いいたします。
なお、下記HPからExcel/PDFファイルをダウンロードして記載も可能です。
公益財団法人　一橋大学後援会ホームページ　ご寄附手続き
http://hit-u-koenkai.or.jp/

2)寄附申込書の送付
記載した申込書を送付先にお送りください。
【送付先】 電子メールの場合 ： kifu-moshikomi@hit-u-koenkai.or.jp
郵送の場合　　：〒186-8601 東京都国立市中2-1
国立大学法人一橋大学内
公益財団法人一橋大学後援会
FAXの場合　　： 042-580-8071

3)寄附申込書にて選択した指定口座に寄附金をお振り込みください。

4)後援会にて入金確認後、領収書・認定書・税額控除に係る証明書をご自宅に送付いたします。

税制上の優遇措置

1.寄附金に対する所得税、住民税及び法人税の優遇措置

一橋大学後援会は、公益財団法人の認定を受けており、個人または法人からの寄附金について、所得税、住民税及び法人税の優遇措置として課税対象から除かれることが認められています。

(1)個人の寄附金

①所得税

ご寄附された方は、確定申告の際、所得控除又は税額控除のいずれかを選択して、税の優遇措置が受けられます。

例：年間所得が 500 万円の場合

寄附金額	所得控除	税額控除
1万円	約800円	3,200円
5万円	約4,900円	19,200円
10万円	約10,000円	39,200円

所得控除の減税額の計算式
（収入額－所得控除額）×税率＝税額
所得控除額に（寄附金額2,000円）を加算

税額控除減税額の計算式
税額－税額控除額
税控除額は（寄附金額－2,000円）×40%

②住民税（東京都民に限定）
東京都民の場合（都民税分）
（寄附金額（総所得金額等の30%が上限）－2,000円）×4%
国立市民の場合（都民税分＋区市町村民税分）
（寄附金額（総所得金額等の30%が上限）－2,000円）×10%

(2)法人の寄附金
損金に算入できます。

(3)相続等財産（寄附財産）の相続税法上の非課税扱い
相続税法上の非課税が適用されます。また、遺贈基金制度も設けております。

寄附の申込みについて
一橋大学後援会事務局
Tel ：042-580-8071　**Email**：jigyobu@hit-u-koenkai.or.jp
URL：http://www.hit-u-koenkai.or.jp/index.html